

○札幌市旅館業施設指導要綱

令和 6 年 1 月 23 日
保健福祉局健康安全担当局長決裁
最近改正 令和 8 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）及び札幌市旅館業法施行細則（昭和47年規則第70号。以下「細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、旅館業の適正な運営の確保及び健全な生活環境を保持することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業施設 法第 2 条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の用途に供する施設をいう。
- (2) 営業者 法第 3 条第 1 項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。
- (3) 標識設置者 第 3 条第 1 項に基づき、標識を設置した者

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

(計画の公開)

第 3 条 条例別表 1 に掲げる区域内において旅館業施設を営もうとする者又は既存旅館業施設において施設範囲を拡大して客室を増やそうとする者は、当該旅館業施設の敷地内の見易い場所に計画の概要を記載した標識（様式 1）を設置すること。また、必要に応じ、周辺住民に、当該旅館業施設の計画について記した書面を配布することで十分に周知させるものとする。ただし、既存旅館業施設において増改築を行わず営業者が交代する場合は、この条の規定は適用しない。

2 前項に規定する標識の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 建築計画の策定段階において行うよう努めるものとし、法第 3 条第 1 項の規定による旅館業許可申請書の提出の前に行うこと。
- (2) 標識を設置したときは、速やかに旅館業施設の計画に関する標識設置届（様式 2）を保健所長に提出すること。
- (3) 標識は前号に規定する届出の日から 20 日間以上設置すること。

- 3 前項の規定は、第1項の標識を設置してから法第3条第1項の許可の申請をする前までの間に、計画の内容に変更が生じた場合に準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(説明会の開催)

第4条 標識設置者は、当該旅館業施設の計画について、当該旅館業施設の敷地の周囲100メートルの区域内に存する建物に居住する、又は当該建物において事業を営む者(以下「関係者」という。)から説明を求められたときは、説明会を開催すること。

- 2 前項の規定により開催する説明会は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 説明会開催に関する案内(様式3)を当該旅館業施設の敷地内の見易い場所に掲示する等、周辺住民への周知措置を講じること。
 - (2) 前号に規定する案内を掲示したときは、速やかに旅館業施設計画の説明会に関する案内掲示届(様式4)を保健所長に提出すること。
 - (3) 案内は、前号に規定する届出の日から7日以上設置すること。
 - (4) 説明会は、前条第2項に規定する標識を20日以上掲示し、第1号に規定する案内を7日以上掲示した後に開催すること。
 - (5) 関係者の出席しやすい日時及び場所を選定すること。

(自主的解決の努力)

第5条 標識設置者は、関係者から、当該計画に対する意見があった場合、適切に対応すること。また、関係者との間における旅館業施設の計画に関する紛争について、その双方の当事者は、誠意をもって自主的な解決を図るよう努めること。

(許可の申請)

第6条 法第3条第1項の許可の申請は、省令、条例及び細則に定めるほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 旅館業の施設に係る土地、建物及び設備の設置場所の所有者と申請者が異なる場合は、その所有者の承諾書又は賃貸契約書の写し
 - (2) 分譲の共同住宅等を使用する場合は、管理組合の承諾書等
 - (3) 洗面設備に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適している旨確認できる水質検査成績書の写し
 - (4) 原水に水道水以外を使用する場合は、細則第5条に定める水質基準に合致している旨確認できる水質検査成績書の写し
 - (5) 旅館業営業における営業者及び法人役員の名簿
 - (6) 計画公開結果報告書(様式5)
- 2 法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、その施設において、法、政令、省令、条例、細則及びこの要綱の規定のほか、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令を遵守するものとする。

(玄関帳場)

第7条 条例第2条第1号ウの基準は、次の各号に適合すること。

- (1) 出入口から客室までの経路に面し、かつ宿泊者等の大半が通過する場所に設置すること。
- (2) 宿泊者等が玄関帳場の前を通過せずに客室に出入りできる場合は、ビデオカメラ等を用いて出入りの状況を常時鮮明な画像により確認すること。
- (3) 前号に規定する画像の受信設備は、玄関帳場に設置すること。

(玄関帳場の代替設備)

第8条 省令第4条の3第1号の設備は、次の要件を備えること。

- (1) 客室、便所その他、宿泊の用に供する部分へおおむね10分以内に駆け付け可能な場所に、従業者の待機場所を設置すること。
 - (2) 駆け付けに使用する交通手段は徒歩又は自動車によるものとし、駆け付けに要する時間は、使用する経路及び次に掲げる移動手段ごとに定められた速度から算出すること。ただし、合理的な理由により、おおむね10分以内に到達できると客観的に認められる場合はこの限りではない。
 - ア 徒歩 80m/分
 - イ 自動車 250m/分
 - (3) 駆け付けに自動車を使用する場合、常時使用可能な自動車及び駐車施設を備えること。
 - (4) 宿泊の用に供する部分及び従業者の待機場所には、常時連絡を取ることができる電話機その他の通信機器を備えること。
 - (5) 常時対応が可能な体制とすること。
- 2 省令第4条の3第2号に定める宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備は、営業者自らが設置し、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。
- (1) 営業者の事務所等において、宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認でき、かつ、当該画像が旅館業施設の近傍から発信されていることを確認できるとともに、双方向の会話等により、宿泊者名簿の記載内容等の確認及び修正ができること。
 - (2) ICTを活用した方法により、宿泊しようとする者の本人確認情報（氏名、住所、連絡先等）及び営業者の発行する事前共有情報（二次元コード、暗証番号等）を照合できること。この場合において、当該確認の状況について、宿泊者の顔を判別できる角度で、鮮明な画像を録画し、必要に応じて確認できる体制を確保するとともに、宿泊者が自動チェックイン機器等の操作について問合わせができる設備又は体制を整えること。
- 3 省令第4条の3第2号に定める宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備は、前項各号に規定する措置により宿泊者の本人確認が行われた後、鍵を交付するものであること。
- 4 省令第4条の3第2号に定める宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備は、営業者自らが設置するビデオカメラ等とし、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。
- (1) 旅館業施設を利用しようとする者の顔及び容姿を、常時鮮明な画像により確認できること。

- (2) 宿泊者専用区域に入ろうとする者の顔を判別できる角度で、鮮明な画像を録画し、当該区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認ができる体制を整えていること。この場合において、第2項第2号に掲げる方法により本人確認を行った者に交付した鍵がなければ当該区域に無断で出入りできない措置を講じていること。

(連絡先等の表示)

第9条 条例第2条第1項第2号及び第4条第2項第2号に定める表示は、以下に適合するものを設置すること。

- (1) 掲示物は見やすい大きさの文字で表示すること。
- (2) 共同住宅等の一部に客室を設ける場合にあつては、客室を特定できるよう客室名等を併記すること。
- (3) 掲示物は建物の入口等の外部から容易に見える位置に設置すること。また、共同住宅等の一部に客室を設ける場合にあつては、各客室の出入口付近にも設置すること。

(入浴設備の基準)

第10条 入浴設備を設ける場合にあつては、次に掲げるところによること。

- (1) 入浴者が利用する場所は、清掃に適する構造であること。
- (2) 浴槽に循環配管を設ける場合の構造は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
 - イ 循環した湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。
 - ウ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
- (3) ろ過器を設置する場合にあつては、次に掲げるところによること。
 - ア 浴槽ごとに設置するよう努めること。
 - イ 1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。
 - ウ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
 - エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
 - オ ろ過方式は、砂式、珪藻土式又はカートリッジ式等の物理ろ過によるものとし、生物浄化装置は設けないこと。
- (4) 水位計を設ける場合にあつては、配管等を要しないセンサー方式とすること。ただし、やむを得ず配管が必要な方式とする場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすること。
- (5) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。
- (6) 入浴用の湯を供給する貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
- (7) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合にあつては、次に掲げる保温等に関する措置を講ずること。

- ア サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度調節装置及び温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。
 - イ サウナ室には、非常警報装置を備えること。
 - ウ サウナ室には、ボイラーを設けないこと。
- 2 条例第2条第5号アただし書の別に定める場合は、家族等、高齢者若しくは障がい者等を介助する者又は同じ客室に宿泊する者を、貸切により入浴させる場合とする。

(入浴設備の日常の維持管理)

第11条 入浴設備の衛生管理に必要な清掃、消毒及び点検等については、札幌市公衆浴場指導要綱第18条を参考に実施すること。

(採光、飲料水、ガス設備の基準)

第12条 条例第10条第1項第1号、第4号、第9号に規定する措置の基準は、以下に適合すること。

- (1) 客室に自然光が入る窓が設けられていること。
- (2) 洗面設備に供給する飲料水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合するほか遊離残留塩素が0.1 mg/L以上であること（専用水道（水道法第3条第6項で定めるものをいう。）又は業務用飲用井戸等施設（札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第2条第2号で定めるものをいう。）から飲料水を供給する場合であって、水質管理が関係法令等に基づいて適切に行われていること及び遊離残留塩素が0.1 mg/L以上であることを確認できる場合は、この限りでない。）。
- (3) ガス設備の使用方法等を、ガス設備又はその周辺に表示すること。

(住居部分との区画)

第13条 客室、便所、その他宿泊の用に供する部分は住居部分と明確に区画された構造であること。

(営業者の職務)

第14条 営業者は、次に掲げる職務を行うものとし、職務遂行能力の向上に努めること。

- (1) 宿泊者や関係者等からの苦情及び問合せに対し、必要に応じて外国語により対応し、その解決を図ること。
- (2) 火災など緊急事態の発生において、119番通報、初期消火や宿泊者の避難誘導、救助及び安否確認のほか、110番通報、医療機関への通報連絡や宿泊者に係る情報提供など、宿泊施設の責任者として一般に求められる対応を行うこと。
- (3) 施設の構造設備等に生じた不具合に対応するなど、宿泊者が施設において快適に宿泊するために必要とされる事項に対応すること。
- (4) 宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために、騒音・ごみ処理等に関するルールや施設の使用方法を説明すること。

- (5) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあつては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること。
- (6) 積雪時においては、宿泊施設の敷地内等の適切な除雪及び排雪を行い、宿泊者及び通行人の安全を確保するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に配慮すること。

附 則（令和 6 年 1 月 23 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日以前に札幌市旅館等建築指導要綱（昭和 54 年 8 月 8 日市長決裁）に基づき提出された事前協議書に係る建築等及び用途変更については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日以前に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書（旅館業施設用途）が提出された建築等及び用途変更については、この要綱を適用しない。

附 則（令和 7 年 2 月 25 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日）


（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 - 1

旅館業営業計画のお知らせ			
施設の名 称			
施設の所在地			
営業の種 別			
建築等の内容			
敷 地 面 積		建 築 面 積	
延 べ 床 面 積		高 度	
階 数	地上	階 数	地下
構 造	造		
客 室 数		定 員 数	
工事着手予定日		工事完成予定日	
営業予定者の住所・氏名			
建築主等の住所・氏名			
標識設置年月日			

完成予想図



○ この標識は、札幌市旅館業施設指導致要綱により設置したものです。

○ 上記計画についての問い合わせは、以下の連絡先へお願いします。

(連絡先)
(電話)

備考 1 大きさは短辺90センチメートル以上とすること。

2 風用のために耐候しない材料、構造とすること。

3 表示の文字が不鮮明にならないよう注意すること。

4 完成予想図は、色彩を明示したものとすること。

5 建築等の内容には、新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、簡易な増改築、用途変更のいずれかを記入すること。

様式 1-2 (共同住宅など)

旅館業営業計画のお知らせ		
施設の名称		
施設の所在地		
営業の種類		
使用階数等		
客室数	定員数	
営業予定者の住所・氏名		
標識設置年月日		

○ この標識は、札幌市旅館業施設指導要綱により設置したものです。

○ 上記説明会についての問い合わせは、以下の連絡先へお願いします。
(連絡先)

(電話)

- 備考
- 1 大きさはA4以上とすること。
 - 2 風雨のために腐敗しない材料、構造とすること。
 - 3 表示の文字が不鮮明にならないよう注意すること。
 - 4 共同住宅の部屋で旅館業を営もうとする場合は、当該共同住宅の共用場所及び外部から容易に見える場所に設置すること。

様式 2 - 1

旅館業施設の計画に関する標識設置届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所
届出者
氏名
電話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

旅館業施設の計画に関する標識を設置したので、札幌市旅館業施設指導要綱第3条第2項により、下記のとおり届け出ます。

記

施設名称			
施設所在地	札幌市	区	
建築主等	住所		
	氏名	電話	
営業種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業		
建築等の内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		
標識設置期間	年	月	日
計画の概要	敷地面積		建築面積
	延べ床面積		高さ
	階数	地上 地下	階 階
	構造		造
			客室数
			定員数

届出者や建築主等の個人情報を含む上記の届出内容を本市関係部局に情報提供することに同意します。

(添付書類) 標識設置位置図、標識設置状況報告書(様式2-3)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2 - 2 (共同住宅など)

<p>旅館業施設の計画に関する標識設置届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>旅館業施設の計画に関する標識を設置したので、札幌市旅館業施設指 導要綱第 3 条第 2 項により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
施設名称		
施設所在地	札幌市 区	
営業種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業	
標識設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
計 画 の 概 要	使用階数等	
	客室数	
	定員数	

届出者や建築主等の個人情報を含む上記の届出内容を本市関係部局に情報提供することに同意します。

(添付書類) 標識設置位置図、標識設置状況報告書(様式 2 - 3)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2 - 3

標識設置状況報告書	
撮影年月日	
(標識の設置)	
写	真
(標識のクローズアップ)	
写	真

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

旅館業施設の計画に係る説明会開催のお知らせ

札幌市旅館業施設指導要綱に基づき、旅館業施設の計画を地域住民の皆様
に周知させていただくため、次のとおり説明会を開催します。

施設の名称	
開催日時	
開催場所	
説明会案内掲示年月日	

○ 上記説明会についての問い合わせは、以下の連絡先へお願いします。

(連絡先)

(電 話)

- 備考 1 大きさは90センチメートル×90センチメートル以上とすること。
共同住宅などの一部で旅館業を営む場合は、A4以上とすること。
2 風雨のために破損しない材料、構造とすること。
3 表示の文字が不鮮明にならないよう注意すること。

様式 4 - 1

<p>旅館業施設の計画の説明会開催に関する案内揭示届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 (電話)</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>旅館業施設の計画の説明会開催に関する案内を掲示したので、札幌市 旅館業施設指導要綱第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ま す。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
施設所在地	札幌市 区
施設名称	
案内揭示期間	年 月 日 ~ 年 月 日
説 明 会	開催日時
	場所

□届出者や建築主等の個人情報を含む上記の届出内容を本市関係部に情報提供すること
に 同意します。

(添付書類) 案内揭示位置図、案内揭示状況報告書 (4 - 2)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができ
る。

様式 4 - 2

案内掲示状況報告書	
撮影年月日	
(案内の設置)	
写	真
(案内のクローズアップ)	
写	真

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5 - 1

<p>計画公開結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏名 電話</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>旅館業施設に係る計画について、札幌市旅館業施設指導要綱第3条の規定により計画公開を実施したので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
名称	
所在地	札幌市 区
標識設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
説明会開催要望	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
案内掲示期間	年 月 日 ~ 年 月 日
説明会開催日	

(添付書類) 説明会要望有りの場合は、説明会開催状況報告書(様式5-2)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

